

平成23年度決算に基づく健全化判断
比率及び資金不足比率について

平成24年10月1日

南相馬市総務部財政課

1 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	南相馬市の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.57	20.00
連結実質赤字比率	—	17.57	30.00
実質公債費比率	15.2	25.0	35.0
将来負担比率	82.4	350.0	

* 赤字額がないため「—」表示としている。

○早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支の不均衡、その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準

基準値以上の場合

⇒ ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、公表 ・外部監査要求の義務付け 等

○財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡、その他の財政状況の著しい悪化により、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準（国等の関与による確実な再生）

基準値以上の場合

⇒ ・財政再生計画の策定（議会の議決）、公表 ・外部監査要求の義務付け
・計画について国への協議 ・地方債の制限（国の同意を得ていない場合）等

4 指標とも「早期健全化基準」に該当しない状況である。

2 資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0

* 資金不足額がないため「—」表示としている。

○経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準
基準値以上の場合

⇒ ・経営健全化計画の策定（議会の議決）、公表 ・外部監査要求の義務付け 等

全ての会計において「経営健全化基準」に該当しない状況である。

3 各健全化判断比率の算定内訳

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

- 一般会計等の赤字の程度を示すもので、数値が大きいほど財政状況が厳しいことを表す。

(単位：%)

区 分	H23 a	H22 b	差引 (a-b)
実質赤字比率	-11.50	-4.52	-6.98
早期健全化基準	12.57	12.54	0.03
財政再生基準	20.00		

* 実質収支額が黒字のため、実質赤字比率をマイナス表示にしている。

* 早期健全化基準は、財政規模に応じ 11.25%から 15%となる。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額＝繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額

(単位：千円、%)

会 計 名		H23実質収支額 a	H22実質収支額 b	差引 (a-b)
一 般 会 計 等	一般会計	2,105,348	864,651	1,240,697
	属する特別会計			
	育英資金貸付特別会計	5,829	-1,945	7,774
	亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計	3,377	2,914	463
	工場用地等整備事業特別会計	-2,915	-484	-2,431
合計		2,111,639	865,136	1,246,503
実質赤字額		-2,111,639	-865,136	-1,246,503
標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額含む）		18,360,424	19,107,029	-746,605
実質赤字比率（%）		-11.50	-4.52	-6.98

工場用地等整備事業特別会計で東日本大震災の影響により財産収入に不足が生じたため赤字となったものの、一般会計では市税、地方交付税で予算額を上回ったことなどから大幅な黒字となったため、一般会計等（合計）の実質収支額は黒字となった。

平成22年度と比較すると、一般会計における実質収支額の大幅な増加に伴い、黒字率も増加した。

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

- 一般会計等に加え、国民健康保険特別会計、水道事業などのすべての公営事業会計を合算し、市全体としての赤字の程度を示すもので、数値が大きいほど財政状況が厳しいことを表す。

(単位：%)

区 分	H23 a	H22 b	差引 (a-b)
連結実質赤字比率	-47.33	-26.56	-20.77
早期健全化基準	17.57	17.54	0.03
財政再生基準	30.00	35.00	-5.00

- * 実質収支額、資金不足・剰余額が黒字のため、連結実質赤字比率をマイナス表示にしている。
- * 早期健全化基準は、財政規模に応じ 16.25%から 20%となる。
- * 財政再生基準は、経過措置（H20、H21：40%→H22：35%）が終了し、本来の 30%となった。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (イ+ロ)} - (\text{ハ}+\text{ニ})}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ **連結実質赤字額**：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(単位：千円、%)

会 計 名		H23実質収支額、 資金不足・剰余額 a	H22実質収支額、 資金不足・剰余額 b	差 引 (a-b)		
一般会計等		2,111,639	865,136	1,246,503		
公 営 事 業 会 計	国民健康保険特別会計	1,546,210	303,253	1,242,957		
	介護保険特別会計	599,087	49,375	549,712		
	後期高齢者医療特別会計	4,959	422	4,537		
	老人保健特別会計		774	-774		
	介護サービス事業特別会計	0	0	0		
	公 営 企 業 会 計	法 適	水道事業会計	1,977,264	2,007,007	-29,743
			工業用水道事業会計	728,208	539,224	188,984
			病院事業会計	1,220,213	982,374	237,839
			下水道事業会計	377,626	321,539	56,087
			法 非 適	簡易水道事業特別会計	3,622	1,543
農業集落排水事業特別会計	121,733	4,396		117,337		
合 計		8,690,561	5,075,043	3,615,518		
連結実質赤字額		-8,690,561	-5,075,043	-3,615,518		
標準財政規模		18,360,424	19,107,029	-746,605		
連結実質赤字比率 (%)		-47.33	-26.56	-20.77		

一般会計等及び連結するすべての他の会計において、実質収支額、資金不足・剰余額が黒字であり、連結実質赤字比率は黒字となった。

平成22年度と比較すると、前述の一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計においては国負担金等の翌年度精算予定額も含まれていること等から全体として黒字額が増加した。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

- 地方債の返済額及びこれに準ずる額の負担の程度を示すもので、数値が大きいほど負担が重いことを表す。

(単位：%)

区 分	H23 a	H22 b	差引 (a-b)
実質公債費比率 (3カ年平均)	15.2	15.7	-0.5
早期健全化基準	25.0		
財政再生基準	35.0		

(地方債の元利償還金+準元利償還金) -
(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

(3カ年平均)

・ 準元利償還金 : ③から⑦までの合計額

- ③ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ④ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ⑤ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ⑥ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑦ 一時借入金の利子

(単位:千円、%)

実質公債費比率分析	23(単年度)		22(単年度)		21(単年度)	
	算定額	分母比	算定額	分母比	算定額	分母比
分子(①~⑦) - 控除額計A)	2,365,644	15.3	2,404,533	14.8	2,436,566	15.7
① 元利償還金の額 (繰上償還額等の額に係る分を除く)	3,768,628	24.4	3,622,458	22.2	3,655,840	23.5
② 積立不足額を考慮して算定した額	0	0.0	0	0.0	0	0.0
③ 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	0	0.0	0	0.0	3,333	0.0
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,032,244	6.7	1,171,197	7.2	1,176,240	7.6
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	34,377	0.2	29,461	0.2	28,602	0.2
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	436,638	2.8	467,119	2.9	515,220	3.3
⑦ 一時借入金の利子	0	0.0	0	0.0	0	0.0
控除額計 A (⑧~⑭) (基準財政需要額に算入された額)	2,906,243	18.8	2,885,702	17.7	2,942,669	18.9
⑧ 特定財源の額	978	0.0	70,543	0.4	276,934	1.8
⑨ 事業費補正算入	747,449	4.8	747,984	4.6	756,656	4.9
⑩ 事業費補正算入(準元利償還金分)	417,407	2.7	434,079	2.7	457,300	2.9
⑪ 災害復旧費等	1,554,480	10.1	1,451,066	8.9	1,272,252	8.2
⑫ 災害復旧費等(準元利償還金分)	15,503	0.1	19,509	0.1	21,981	0.1
⑬ 密度補正算入	31,591	0.2	31,477	0.2	31,599	0.2
⑭ 密度補正算入(準元利償還金分)	138,835	0.9	131,044	0.8	125,947	0.8
分母(⑮~⑰) - (控除額計 A-⑧))	15,455,159	100.0	16,291,870	100.0	15,567,398	100.0
⑮ 標準税収入額等	10,060,247	65.1	10,401,868	63.8	10,806,213	69.4
⑯ 普通交付税額	6,826,556	44.2	6,820,923	41.9	6,320,146	40.6
⑰ 臨時財政対策債発行可能額	1,473,621	9.5	1,884,238	11.6	1,106,774	7.1
控除額計 A-⑧	2,905,265	18.8	2,815,159	17.3	2,665,735	17.1
実質公債費比率(単年度)	15.30650		14.75910		15.65172	
H23実質公債費比率(3ヶ年平均)	15.2					

実質公債費比率(H21~H23の3ヶ年平均値)は15.2%であり、早期健全化基準を下回った。

平成22年度と比較すると、単年度ベースで0.5ポイント上昇し、3ヶ年平均値で0.5ポイント低下した。

その要因については、

- ・ 単年度ベースでは、元利償還金等の実質公債費はほぼ横ばいであるものの、標準財政規模が減少したため上昇した。
- ・ 3ヶ年平均値ベースでは、平成20年度の単年度比率16.7%が平成23年度の単年度比率15.3%に置き換わったため低下した。

ことなどによる。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

- 地方債など将来負担すべき額の残高の程度を示すもので、数値が大きいほど今後の負担が重いことを表す。

			(単位：%)
区 分	H23 a	H22 b	差引 (a-b)
将来負担比率	82.4	107.1	-24.7
早期健全化基準	350.0		

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額}}$$

・ 将来負担額：①' から⑧' までの合計額

- ①' 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ②' 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ③' 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④' 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤' 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額（職員数は決算年度末在職者から年度末退職者を除く）
- ⑥' 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦' 連結実質赤字額
- ⑧' 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・ 充当可能基金額：①' から⑥' までの償還額等に充てることのできる
地方自治法第241条の基金

(単位:千円、%)

将来負担比率分析	23 a		22 b		差引(a-b)	
	算定額	分母比	算定額	分母比	増減	対前年度増減率
分子(B-C)	12,744,915	82.4	17,458,446	107.1	▲4,713,531	▲27.0
将来負担額 B (①'~⑧')	53,821,544	348.2	56,480,825	346.7	▲2,659,281	▲4.7
①' 地方債の現在高	34,192,494	221.2	35,403,586	217.3	▲1,211,092	▲3.4
②' 債務負担行為に基づく支出予定額	2,016,155	13.0	2,420,710	14.9	▲404,555	▲16.7
③' 公営企業債等繰入見込額	12,363,347	80.0	12,517,692	76.8	▲154,345	▲1.2
④' 組合等負担等見込額	241,523	1.6	271,738	1.7	▲30,215	▲11.1
⑤' 退職手当負担見込額	5,008,025	32.4	5,867,099	36.0	▲859,074	▲14.6
⑥' 設立法人の負債額等負担見込額	0	0.0	0	0.0	0	-
地方道路公社	0	0.0	0	0.0	0	-
土地開発公社	0	0.0	0	0.0	0	-
第三セクター等	0	0.0	0	0.0	0	-
⑦' 連結実質赤字額	0	0.0	0	0.0	0	-
⑧' 組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0.0	0	0.0	0	-
充当可能財源等 C (⑨'~⑪')	41,076,629	265.8	39,022,379	239.5	2,054,250	5.3
⑨' 充当可能基金	8,193,182	53.0	5,382,758	33.0	2,810,424	52.2
⑩' 充当可能特定歳入	447,061	2.9	713,704	4.4	▲266,643	▲37.4
うち都市計画税		0.0	0	0.0	0	-
⑪' 基準財政需要額算入見込額	32,436,386	209.9	32,925,917	202.1	▲489,531	▲1.5
分母(標財 - 控除額計)	15,455,159	100.0	16,291,870	100.0	▲836,711	▲5.1
標準財政規模	18,360,424	118.8	19,107,029	117.3	▲746,605	▲3.9
控除額計(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額)	2,905,265	18.8	2,815,159	17.3	90,106	3.2
将来負担比率	82.4		107.1		▲24.7	

将来負担比率は82.4%であり、早期健全化基準を下回った。

平成22年度と比較すると、24.7ポイント低下した。

その要因については、

- ・ 市町村支援交付金等の基金積立により充当可能基金残高が増加したこと
- ・ 東日本大震災からの復旧・復興事業に係る財源が市債対応から震災復興特別交付税対応となったこと、震災対応を最優先としたため繰越事業分が生じたことなどから地方債残高が減少したこと
- ・ 定年前退職者の増による職員数減少に伴い退職手当負担見込額が減少したこと

などによる。

4 資金不足比率の算定内訳

公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率

- 公営企業の事業規模に対する資金不足額の程度を示すもので、数値が大きいほど経営状況が厳しいことを表す。

(単位：%)

会 計 名		H23 a	H22 b	差引 (a-b)
法 適	水道事業会計	-333.6	-192.8	-140.8
	工業用水道事業会計	-245.9	-129.9	-116.0
	病院事業会計	-78.5	-25.1	-53.4
	下水道事業会計	-81.7	-48.0	-33.7
法 非 適	簡易水道事業特別会計	-10,061.1	-4.9	-10,056.2
	農業集落排水事業特別会計	-337.4	-11.2	-326.2
経営健全化基準		20.0		

*資金不足額がないため、マイナス表示にしている。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額（法適用企業） = (流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業） = (繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高)－解消可能資金不足額

事業の規模（法適用企業） = 営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業） = 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

(単位：千円、%)

	会 計 名	資金不足額 ア	事業の規模 イ	資金不足比率(%) ア/イ×100
法 適	水道事業会計	-1,977,264	592,785	-333.6
	工業用水道事業会計	-728,208	296,156	-245.9
	病院事業会計	-1,220,213	1,554,743	-78.5
	下水道事業会計	-377,626	461,944	-81.7
法 非 適	簡易水道事業特別会計	-3,622	36	-10,061.1
	農業集落排水事業特別会計	-121,733	36,083	-337.4

*資金不足額がないため、マイナス表示にしている。

資金不足比率については、各会計において東日本大震災の影響により事業規模が減少したことから黒字率が増加した。

【参考資料】

○ 南相馬市における健全化判断比率等の対象会計等

会計名等		適用範囲				
一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	育英資金貸付特別会計				
		亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計				
		工場用地等整備事業特別会計				
公営事業会計	法適	国民健康保険特別会計	資金不足比率			
		介護保険特別会計				
		後期高齢者医療特別会計				
		介護サービス事業特別会計				
	法非適	水道事業会計				
		工業用水道事業会計				
		病院事業会計				
		下水道事業会計				
		簡易水道事業特別会計				
		農業集落排水事業特別会計				
一部事務組合・広域連合	相馬地方広域市町村圏組合		連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	相馬地方広域水道企業団					
	福島県後期高齢者医療広域連合					
	福島県市民交通災害共済組合					
	福島県市町村総合事務組合					
地方公社等	相馬地方土地開発公社					

*法非適用の介護サービス事業特別会計については、決算統計上は「公営企業会計」として取り扱うことになっているが、財政健全化判断比率等算定上は公営企業以外の公営事業会計として取り扱うため、資金不足比率の算定対象にはならないものである。